実施方針（案）に関する意見回答書

令和　8年　11月　6日

佐久市下水道分野における「水の官民連携」（ウォーターPPP）事業における実施方針（案）への意見に対して、次のとおり回答します。
なお、事業の詳細については、今後公表する実施要領、要求水準書及び契約書（案）等に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
1	2～4	第1	1	(7)①	対象業務	災害対応・緊急対応はWPPP予算と別に予算になるのでしょうか	自然災害発生時の初動対応は本事業に含み、初動対応以降に必要となる対応及びその費用は、影響を確認の上、必要に応じて委託費の変更等の対象とする方針です。
2	2～4	第1	1	(7)①	対象業務	布施地区は浅科浄化センターにつなぎこみになりますが、その際には布施地区MP場は特環扱いとなりますが金額はスライド条項として上げてもらえるのか、それとも初期につなぎこみを考えて御見積書の金額を想定していけばよろしいでしょうか	布施地区の浅科浄化センターへの接続前後を通じて、布施地区のマンホールポンプ場の維持管理は本事業の対象に含む方針です。接続に伴い業務内容又は業務量に変更が生じる場合は、その影響を確認の上、必要に応じて委託費の変更等について市と事業者で協議する方針です。 よって、当該変更に伴う費用を当初の見積金額にあらかじめ見込む必要はありません。
3	2～4	第1	1	(7)①	対象業務	排水設備閉塞時対応事業はアドバイスのみで詰りを高圧洗浄等で取り除くことは緊急対応業務になるのでしょうか	排水設備閉塞時対応は、電話対応及び利用者への助言等を対象とし、宅地内の排水設備に対する高圧洗浄等の閉塞解消作業は含まない方針です。一方、市が管理する公共下水道施設の閉塞等に対する高圧洗浄等は、緊急対応業務として実施する方針です。
4	2～4	第1	1	(7)①	対象業務	組合員が担当施設を分担して保守点検及び汚泥運搬を行っています。 各施設の設備や運転状況を把握していることから、本事業への移行後も、現在の体制を活用できるようにしていただきたい。	地域の実情、対象施設の特性及び既存の運転管理に関する知見は、安定的な事業運営に重要と認識しています。公正な競争性を確保しつつ、地域企業の活用を含む実施体制の考え方を整理する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
5	2～4	第1	1	(7)①	対象業務	農集・小規模施設について、施設ごとの点検回数、作業内容、汚泥量、運搬回数、清掃範囲、緊急時の対応、報告書類等を具体的に示していただきたい。 施設によって処理方式や設備の状態も違うため、必要な人員や事業費を検討できる内容を、要求水準書及び設計書に記載していただきたい。	対象施設、業務内容、要求水準、実績データ等について整理する方針です。
6	2～4	第1	1	(7)①	対象業務	管路施設の災害時や緊急時の対応について、どこまでを受託者が対応するのか、連絡方法や対応時間、必要となる人員や車両などを要求水準書等で示していただきたい。 また、通常の委託費に含まれる対応と、別途費用となる対応についても分かるようにしていただきたい。	対応範囲、連絡体制、対応時間及び費用負担区分等を整理する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
7	3	第1章	1	(7)	義務事業	公共下水道事業および特定環境保全公共下水道事業の計画業務において、「雨水出水浸水想定区域調査等業務」および「不明水対策調査業務」が含まれておりますが、これらの業務は調査範囲や実施内容によって事業費が大きく変動するものと考えております。 つきましては、これらの業務について、どのような条件や対象範囲を想定して計画されているのか、ご教示いただけますでしょうか。特に、雨水出水浸水想定区域調査等業務については、過年度の浸水シミュレーションの実績の有無および、実績がある場合の浸水解析モデルやその各種入力データ等の活用できるのか、不明水対策調査業務については、想定している調査手法についてもご教示ください。また、関連する資料等がございましたら、ご提供いただけますと幸甚に存じます。 併せて、当該業務が水分野における官民連携事業の対象として位置付けられている場合、必要な事業費については一定程度の予算措置が見込まれているものと考えております。その場合、これらの課題への対応は10年間の事業期間を通じて段階的に実施していく想定なのか、あるいは特定の年度に集中的に実施する計画なのかについても、ご教示いただけますでしょうか。	現時点では、雨水出水浸水想定区域調査等業務及び不明水対策調査業務の具体的な対象範囲、実施手法、年度別実施時期及び事業費は確定していません。既往成果及び保有データの有無・活用方法を含めて整理する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
8	3	第1	1	(7)①	義務事業	「表1.1義務事業」において、事業区分：公共・特環、農集・小規模、施設区分：処理場の「修繕業務」備考欄に「全ての修繕等を対象」と記載がございますが、当初予算を取得している計画修繕を超える内容については、貴市にて別途予算確保を行うよう明記願います。 あるいは、当初より年間２０百万円等の具体的計画外修繕費を確保いただき、その金額を超える場合、別途予算措置を講じていただきますようお願いいたします。	修繕業務は、市が公募時に示す予算枠の範囲内での実施を基本とする方針です。
9	3	第1	1	(7)①	義務事業	「表1.1義務事業」において、事業区分：公共・特環、農集・小規模、施設区分：処理場の「修繕業務」備考欄に「全ての修繕等を対象」と記載がございますが、当初予算を取得している予算額を超える場合には、貴市にて別途ご予算の確保を頂けます様、お願い致します。	No.8の回答と同様です。
10	3～4	第1	1	(7)	修繕等業務	修繕等業務については、修繕と更新・改築の区分、事業者が負担する修繕費の範囲、修繕費の精算方法及び市と事業者のリスク分担を明確にしていただきたい。 また、既存施設の老朽化、契約時に把握できない潜在的不具合その他事業者が合理的に管理できない事由により、高額な修繕が必要となった場合の費用負担及び協議方法についても明示していただきたい。	修繕・更新改築の区分、費用負担及びリスク分担について整理する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
11	3～4	第1	1	(7)	修繕等業務	修繕等業務については、修繕と更新・改築の区分、事業者が負担する修繕費の範囲、修繕費の精算方法及び貴市と事業者のリスク分担を明確にして頂けます様お願い致します。 また、既存施設の老朽化、契約時に把握できない潜在的不具合その他事業者が合理的に管理できない事由により、高額な修繕が必要となった場合の費用負担及び協議方法についてもご教示願います。	No.10の回答と同様です。
12	3～4	第1	1	(7)	修繕履歴、重大故障履歴及び修繕費実績の開示	事業者が適切なリスク評価及び積算を行うため、主要施設に係る修繕履歴、修繕費実績及び重大故障履歴について開示いただくとともに、関連資料の開示時期・方法を明確にしていただきたい。	事業者が事業費及びリスクを適切に見積もるために必要な修繕履歴、修繕費実績、故障履歴等について、保有資料を整理の上、募集段階における施設確認・資料閲覧等で可能な範囲を開示する方針です。
13	3～4	第1	1	(7)	修繕履歴、重大故障履歴及び修繕費実績の開示	対象施設の状態、修繕費及び運転管理リスクを適切に評価するため、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ及び管路施設について、過去10年間の修繕履歴、修繕費実績及び重大故障履歴を開示いただけますでしょうか。 また、対象施設・設備、発生又は実施時期、概要、原因及び費用が確認できる資料の開示時期及び開示方法についてもご教示ください。	No.12の回答と同様です。
14	3～4	第1	1	(7)①	対象業務	管路施設の点検・調査、清掃については、募集要項や要求水準書において、事業ごとの対象施設、作業数量、実施頻度、作業内容など、必要な人員や車両の手配、費用の見積りができる条件を示していただきたい。	対象施設、数量、頻度、作業内容等を整理する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
15	3～4	第1	1	(7)①	対象業務	管路施設及びマンホールポンプ場の清掃に伴い発生する汚泥等について、事業や施設ごとに、一般廃棄物・産業廃棄物の区分と処理方法を示していただきたい。 また、収集運搬・処分まで業務に含まれるのか、含まれる場合はどのような許可が必要となるのかを示していただきたい。 業務に含まれる場合は、処分先や処分方法、費用の積算についても示していただきたい。	汚泥処理区分、必要許可、業務範囲等を整理し、応募者が実施体制の構築を行うために必要な期間を確保できるよう、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
16	3～4	第1	1	(7)①	更新計画案作成	事業者が作成する更新計画案について、具体的な内容や水準、及び貴市との役割分担等を、今後の要求水準書等において明示頂きたくお願い致します。	更新計画案の業務内容、成果品及び役割分担を整理する方針です。
17	4	第1	1	(7)①	対象業務	現在、農業集落排水処理施設の維持管理業務には包括修繕の予算があり、緊急性の高い修繕や小規模な修繕に対応しています。本事業への移行後も、修繕の手続に時間がかかり、施設の運転に支障が出ることのないよう、同様の対応ができる予算と体制を確保していただきたい。 また、修繕内容に応じて、これまで修繕に対応してきた協力業者や、施設及び地域の状況を把握している市内事業者へ依頼できるようにしていただきたい。	農業集落排水処理施設の維持管理業務として、小規模な修繕のみでなく全ての修繕を対象とする修繕業務を含む方針です。 また、公正な競争性を確保しつつ、地域企業の活用を含む修繕体制を検討する方針です。
18	4	第1	1	(7)②	附帯業務	附帯事業の業務内容について、問題解決の効果をより発揮するため、収益的支出に加えて、資本的支出（建設改良費）に含まれる内容の提案もお認め頂きたくお願い致します。	資本的支出（建設改良費）に該当する内容についても、附帯事業として提案できるものとする方針です。附帯事業は本事業の予定価格に含めないことを基本とし、提案内容は技術評価項目として評価する方針です。
19	5	第1	1	(7)②	附帯業務	附帯事業の業務内容について、長期契約（10年間）の利点を生かすため、脱炭素化事業に加えて、DX等を活用した効率化事業等もお認め頂きたくお願い致します。	DX等を活用した業務効率化及びサービス向上に関する取組についても、附帯事業として提案できるものとする方針です。附帯事業は本事業の予定価格に含めないことを基本とし、提案内容は技術評価項目として評価する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
20	5	第1章	1	(9)	①委託費の支払い	事業期間中を通して各業務に対する委託費を支払うとありますが、当該委託費の支払いに当たり、根拠資料としてどのような書類を想定されているのかご教示ください。 また、委託費の支払いについては、業務ごとの実績に応じて随時行う運用を想定されているのか、あるいは四半期ごとや数か月ごとなど、あらかじめ定められた時期に支払う運用を想定されているのかについても、併せてご教示いただけますでしょうか。	委託費の支払根拠となる書類、支払区分及び支払時期・頻度については、業務の性質及び検査・履行確認方法を踏まえて整理する方針です。
21	5	第1	1	(9)②	委託費の支払い	委託費の改訂において、「イ）事業環境の著しい変化に伴う対価の改定」がございますが、対価の改定を検討する当該年度分も反映対象とし精算範囲に盛り込んで頂きたくお願い致します。	委託費改定の対象費目、使用する指標、算定方法、改定時期・頻度、改定を適用する期間、著しい物価変動時の臨時改定及び市の計画変更時の取扱いを整理する方針です。
22	5	1	1	(9)②	委託費の支払い	委託費の改訂において、「イ）事業環境の著しい変化に伴う対価の改定」がございますが、対価の改定を検討する当該年度分も反映対象とし精算範囲に盛り込んで頂きたくお願い致します。	No.21の回答と同様です。
23	6	第1	1	(9)②	委託費の支払い	事業環境の著しい変化に伴い委託費を見直す場合は、見直しを検討する当該年度分についても改定内容を反映し、精算できるようにしていただきたい。	No.21の回答と同様です。
24	6	第1	1	(9)②	委託費の支払い	事業環境の著しい変化により委託費を見直す場合は、見直しを検討する当該年度分についても改定内容を反映し、精算できるようにしていただきたい。	No.21の回答と同様です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
25	6	第1	1	(9)②	委託費の改定	本事業は10年間の長期契約であることから、人件費、電力費、薬品費等の変動を適切に反映できるよう、委託費改定に用いる指数、算定方法、改定頻度及び改定手続を明確にしていただきたい。 また、著しい物価変動等が生じた場合の臨時改定の条件についても、募集要項及び契約書案等に明示していただきたい。 近年、公共労務単価についても毎年５%程度の上昇実績があり、10年間据え置きでは対応いたしかねます。	No.21の回答と同様です。
26	6	第1	1	(9)②	委託費の改定	本事業は10年間の長期契約となるため、人件費、燃料費、電力費、薬品費、汚泥処分費等の変動を反映できるよう、委託費の見直しに用いる指数や金額の算定方法、見直しの頻度及び手続を、募集要項や契約書（案）等に具体的に示していただきたい。 また、著しい物価変動等があった場合に、通常の改定時期を待たずに委託費を見直せる条件についても示していただきたい。	No.21の回答と同様です。
27	6	第1	1	(9)②	委託費の改定	本事業は10年間の長期契約であることから、人件費、電力費、薬品費等の変動を適切に反映できるよう、委託費改定に用いる指数、算定方法、改定頻度及び改定手続方法を明確化いただけます様、お願い致します。 また、著しい物価変動等が生じた場合の臨時改定の条件についても、募集要項及び契約書案等へ明示頂けます様お願い致します。	No.21の回答と同様です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
28	6	第1	1	(9)②	委託費の改定	本事業は10年間の長期契約となるため、人件費、燃料費、電力費、薬品費、車両維持費、汚泥等の処分費などの変動を反映できるよう、委託費の見直しに用いる指数や金額の計算方法、見直しの頻度や手続を、募集要項や契約書（案）等で具体的に示していただきたい。 また、市の計画変更により委託費を見直す場合についても、どのような場合が対象となるのか、どのように金額を見直すのかを明確にしていただきたい。 あわせて、著しい物価変動等があった場合に、通常の改定時期を待たずに委託費を見直せる条件についても示していただきたい。	No.21の回答と同様です。
29	5～6、14、24～25	第1・第3・別紙1	委託費・リスク分担		委託費と責任の分担	委託費については、現在の業務実績を基に、人件費、燃料費、薬品費、汚泥処分費、車両維持費、緊急対応費等を見込んで積算していただきたい。 施設の統廃合や業務範囲の変更、物価や処分費の上昇があった場合は、委託費を見直せるようにしていただきたい。 また、事業開始前からある設備の老朽化や能力不足、不明水の流入等により要求水準を満たせない場合は、受注者だけの責任とならないよう、責任の分担を明確にしていただきたい。 豪雨、停電、異常流入等により、汚水移送や車両の増車、長時間の作業が必要になった場合の費用についても、別途協議できるようにしていただきたい。	いただいたご意見を参考に、予定価格の設定、委託費の改定、市が設定した前提条件からの逸脱、不可抗力、既存施設の状態等に起因する費用負担及び要求水準未達時の取扱いを整理する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
30	8～9	第2	3	(2)②	応募者の参加資格要件	本事業は業務範囲が広く、業務ごとに必要となる資格、許可及び実績も異なります。 このため、一つの構成員にすべての資格、許可及び実績を求めるのではなく、それぞれの構成員が担当する業務に必要な要件を満たし、応募者全体で必要な実施体制を確保する参加資格としていただきたい。	一つの構成員にすべての資格、許可及び実績を求めることはせず、担当する業務に必要な要件を満たし、応募者全体で必要な実施体制を確保する参加資格要件とする方針です。 具体的な参加資格要件を整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
31	8～9	第2	3	(2)②	応募者の参加資格要件	本事業は業務範囲が広く、業務ごとに必要となる資格、許可及び実績も異なります。 このため、一つの構成員にすべての要件を求めるのではなく、それぞれの構成員が担当する業務に必要な要件を満たし、応募グループ全体で必要な実施体制を確保できる参加資格としていただきたい。	No.30の回答と同様です。
32	8	第2	3	(2)②	応募者の参加資格要件	これまで汚泥運搬業務は、設計書では4t級吸引車による作業を想定していましたが、実際には作業を効率よく行うため、施設の進入条件や汚泥量に応じて車両を使い分けています。 特に北岩尾・落合地区処理施設は、道幅の関係で大型車両の進入が困難です。このため、10t級車両の台数だけではなく、中小型車両を含めた車両構成や、各施設で実際に対応できるかどうかを見ていただきたい。	いただいたご意見を参考に、実運用を踏まえて整理し、応募者が実施体制の構築を行うために必要な期間を確保できるよう、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
33	9	第2	3	(2)③	配置技術者	(カ)業務主任者（計画）は、技術士（上下水道部門）であれば選択科目は問わないという理解にて宜しいでしょうか。	業務主任者（計画）は、技術士（上下水道部門・選択科目「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者を配置できる要件とする方針です。
34	9	第2	3	(2)③	配置技術者	業務主任者（計画）の要件として「技術士（上下水道部門）」が示されていますが、多様な人材の活用および安定的な実施体制確保の観点から、同等の専門知識および実務経験を有する者を配置することは可能でしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	No.33の回答と同様です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
35	19	第6	1	(1)②	解除措置	市が事業者に対し、賠償を請求できる損害は、通常かつ直接の損害に限定していただきたい。	市が事業者に請求できる損害の範囲は、通常かつ直接の損害に一律に限定しない方針です。
36	19	第6	1	(1)②	解除措置	市が事業者に損害賠償を請求する場合は、賠償の対象を通常かつ直接の損害に限定していただきたい。	No.35の回答と同様です。
37	19	第6	1	(1)②	解除措置	市が事業者に損害賠償を請求する場合は、賠償の対象を通常かつ直接の損害に限定していただきたい。	No.35の回答と同様です。
38	19	第6	1	(1)②	解除措置	貴市が事業者に対し、賠償を請求できる損害については、通常かつ直接の損害に限定頂きたくお願い致します。	No.35の回答と同様です。
39	24～25	別紙1	リスク分担表		既存施設の不具合	事業開始前から存在する施設・設備の劣化、故障、能力不足、設計上の制約及び契約時に合理的に把握できない潜在的不具合については、事業者が管理することが困難なリスクであると考えます。 このため、事業開始前に市と事業者が共同で施設状態を確認し、初期状態確認書を作成するとともに、既存不具合に起因する費用、施設機能の低下及び要求水準未達については、市負担又は要求水準の適用除外とする考え方を明示していただきたい。	事業開始前に市と事業者が対象施設の状態を確認し、その結果を初期状態確認書として記録する仕組みを設ける方針です。 既存不具合に係る費用負担及び要求水準の適用は、事業者の帰責性を踏まえて整理する方針です。
40	24～25	別紙1	リスク分担表		既存施設の不具合	事業開始前からある施設・設備の劣化や故障、能力不足、設計上の制約、契約時に合理的に把握できない不具合については、事業者の管理だけでは対応が難しいと考えます。 このため、事業開始前に市と事業者で施設の状態を確認し、その結果を初期状態確認書として残していただきたい。 また、これらの不具合によって発生する費用や、施設機能の低下、要求水準を満たせない場合の取扱いについては、市の負担とする範囲や要求水準の適用を除外する条件を具体的に示していただきたい。	No.39の回答と同様です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
41	24～25	別紙1	リスク分担表		既存施設の不具合	事業開始前からある施設・設備の劣化や故障、能力不足、設計上の制約、契約時に合理的に把握できない不具合については、事業者の管理だけでは対応が難しいと考えます。 このため、事業開始前に市と事業者で施設の状態を確認し、その結果を初期状態確認書として残していただきたい。 また、これらの不具合によって発生する費用や、施設機能の低下、要求水準を満たせない場合の取扱いについては、市の負担とする範囲や要求水準の適用を除外する条件を具体的に示していただきたい。	No.39の回答と同様です。
42	24～25	別紙1	リスク分担表		既存施設の不具合	事業開始前から存在する施設・設備の劣化、故障、能力不足、設計上の制約及び契約時に合理的に把握できない潜在的不具合については、事業者が管理することが困難なリスクであると考えます。 このため、事業開始前に貴市と事業者が共同で施設状態を確認し、初期状態確認書を作成するとともに、既存不具合に起因する費用、施設機能の低下及び要求水準未達については、貴市のご負担又は要求水準の適用除外とする考え方を明示頂きたくお願い致します。	No.39の回答と同様です。
43	24	別紙1	リスク分担表		法令等の変更	「当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令等の変更や新規立法」が民間事業者のリスクとされています。一般法令の改正や新規立法は、民間事業者が予見・回避・管理できるものではなく、入札段階において当該リスクを価格へ適切に反映することも困難です。適正なリスク分担の観点から、当該リスクは官側負担として整理いただきますようお願いいたします。	法令等の変更に係るリスク分担は、本事業に特別に影響を及ぼす変更と、事業者に一般的に適用される変更等を区分し、協議手続及び費用負担と併せて整理する方針です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
44	24	別紙1	リスク分担表		第三者賠償	「受託者の行った不適切な業務、不法行為により第三者に与えた損害」が民間事業者負担とされています。第三者に与えた損害のうち直接損害については事業者負担として理解しておりますが、間接損害についてはその発生や影響範囲を事前に予見することが困難であり、リスクを合理的に見積もることができません。間接損害については、官側負担として整理いただくようお願いします。	事業者の行った不適切な業務、不法行為により第三者に与えた損害への損害賠償責任については、通常かつ直接的な損害に限定せず、間接損害、特別損害及び逸失利益を含め事業者の負担とする方針です。
45	25	別紙1	リスク分担表		道路陥没(管路起因)	「道路陥没（管路起因）」が民間事業者負担とされています。しかしながら、本事業は更新支援型事業であり、管路施設の資産状態や老朽化に起因する道路陥没リスクを民間事業者が管理することは困難です。当該リスクについては官側負担として整理いただきたいと考えます。	管路に起因する道路陥没については、事業者の責めに帰すべき事由によるものは事業者の負担とし、管路の老朽化その他事業者の責めに帰すべき事由によらないものは市の負担とする方針です。

実施方針（案）に関する質問回答書

令和　8年　11月　6日

佐久市下水道分野における「水の官民連携」（ウォーターPPP）事業における実施方針（案）への質問に対して、次のとおり回答します。
なお、事業の詳細については、今後公表する実施要領、要求水準書及び契約書（案）等に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	2～4	第1	1	(5)～(7)	対象事業・対象施設・対象業務	農集・生活排水処理施設の保守点検業務及び汚泥運搬業務は、令和10年4月1日からすべて本事業に含まれるのでしょうか。 一部の業務を、現在と同じように別契約で継続する予定はあるのでしょうか。	実施方針（案）表1.1に掲げる対象業務に該当する保守点検業務及び汚泥運搬業務は、本事業に含める方針です 表1.1の内容に変更が生じた場合は、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
2	2、7	第1・第2	対象業務・応募者の参加資格要件	(7)・(1)	事業協同組合と組合員の取扱い	事業協同組合が応募グループの構成企業として参加することは可能でしょうか。 また、事業協同組合が受注した業務を組合員に分担し、必要な許可を持つ組合員が自ら業務を行う場合、その取扱いは第三者への委託に当たるのでしょうか。	事業協同組合は、法人として参加資格要件を満たす場合、応募グループの構成企業として参加可能とする方針です。組合員への業務分担の法的取扱い、必要な許可及び参加資格上の位置付けは、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
3	2、15～17	第1・第4	対象施設・対	(6)・2	俎板山浄化槽の取扱い	俎板山浄化槽については、対象事業及び対象施設に記載がありません。 俎板山浄化槽は本事業の対象外と考えてよいでしょうか。 また、対象外の場合、保守点検及び汚泥運搬業務は、現在と同じように別契約で継続する予定でしょうか。	俎板山浄化槽は本事業の対象施設とする方針です。
4	2、15	第1・第4	対象施設・事業区分	(6)・1	平井地区の統廃合時期	実施方針（案）2頁では、コミュニティ・プラントを本事業開始前の令和9年度中に統廃合すると記載されていますが、15頁では、平井地区を令和10年度に岸野地区へ統合予定と記載されています。平井地区の統廃合時期は、どちらが正しいのでしょうか。	現時点では、平井地区を令和9年度中に岸野地区へ統合する予定です。

5	2	第1	1	(7)	対象業務	第3社への委託または請負が禁止となる業務として、「統括管理業務、処理場施設等運転管理業務（公共・特環、農集・小規模）及び一般廃棄物の汚泥収集運搬業務」とございますが、「処理場施設等運転管理業務」のうちの「等」に含まれる具体的な業務内容をご教示願います。	「処理場施設等運転管理業務」の「等」は、処理場に加え、処理場と一体的に運転管理するポンプ場の対象施設を含む趣旨です。
6	3	第1	7	1	義務業務	公共分の汚泥運搬処分業務における排出事業者は、民間事業者となりますでしょうか。	公共・特環から発生する汚泥等の排出事業者の取扱いについては、廃棄物処理法その他の関係法令及び業務の実施形態を踏まえて整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
7	3	第1	7	1	義務業務	燃料調達業務とは、各自家発電機燃料及び暖房用燃料の補充という認識でよろしいでしょうか。また、大規模停電等により発生した予測外の燃料補給についても含まれますでしょうか。	燃料調達業務は、本事業の業務範囲外とする方針です。ただし、維持管理業務の実施に通常必要となる燃料の調達については、本事業の業務範囲に含み、事業者の負担とする方針です。
8	3	第1	1	(7)①	対象業務	農業集落排水処理事業及び小規模集合排水処理事業における処理場の計画業務「更新計画案作成」に当たり、従うべきガイドライン・方針・手順についてご教示願います。	農業集落排水処理事業及び小規模集合排水処理事業における処理場の計画業務「更新計画案作成」の基準書は、「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き（施設監視編）」・「農業集落排水施設へのストックマネジメントの導入」・「農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領（案）」（各最新版）とする方針です。
9	3	第1	1	(7)①	対象業務	管路MP維持管理業務の緊急対応業務に、MP場間の汚水運搬が含まれますでしょうか。	マンホールポンプの故障等により汚水移送が必要となる場合の汚水運搬は、本事業の対象施設に係る緊急対応業務に含める方針です。

10	3～4	第1	1	(7)	修繕費の負担方法、上限額及び精算基準	修繕等業務に係る費用については、委託費に含めることを想定されているのでしょうか。それとも実績に応じた精算又は別途発注を想定されているのでしょうか。 また、事業者が負担する修繕費について、上限額を設定する予定がある場合は、その考え方及び上限を超過した場合の取扱いについてご教示願います。 併せて、緊急修繕における事後承認及び精算の取扱いについてもご教示頂けます様、お願い致します。	修繕等業務は義務事業として本事業の対象に含め、その費用は、影響を確認の上、必要に応じて委託費の変更等の対象とする方針です。
11	3～4	第1	1	(7)	修繕履歴、重大故障履歴及び修繕費実績の開示	対象施設の状態や必要な修繕費、運転管理上のリスクを把握するため、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ及び管路施設について、過去10年間の修繕履歴、修繕費の実績及び重大な故障の履歴を開示していただけるでしょうか。 また、対象施設・設備、修繕や故障の時期、内容、原因及び費用が分かる資料について、開示時期と方法をお示しください。	事業者が事業費及びリスクを適切に見積もるために必要な修繕履歴、修繕費実績、故障履歴等について、保有資料を整理の上、募集段階における施設確認・資料閲覧等で可能な範囲を開示する方針です。
12	3～4	第1	1	(7)	修繕履歴、重大故障履歴及び修繕費実績の開示	対象施設の状態や必要な修繕費、運転管理上のリスクを把握するため、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ及び管路施設について、過去10年間の修繕履歴、修繕費の実績及び重大な故障の履歴を開示していただけるでしょうか。 また、対象施設・設備、修繕や故障の時期、内容、原因及び費用が分かる資料について、開示時期と方法をお示しください。	No.11の回答と同様です。

13	3～4	第1	1	(7)	修繕履歴、重大故障履歴及び修繕費実績の開示	対象施設の状態、修繕費及び運転管理リスクを適切に評価するため、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ及び管路施設について、過去10年間の修繕履歴、修繕費実績及び重大故障履歴の開示をお願い致します。 また、対象施設・設備、発生又は実施時期、概要、原因及び費用が確認できる資料の開示時期及び開示方法についてもご教示頂けます様お願い致します。	No.11の回答と同様です。
14	4	第1	1	(7)①	対象業務	現在、農集・小規模施設から発生する汚泥は、佐久平環境衛生センターを処分先としており、同センターへ支払う処分費についても、汚泥運搬業務の契約金額に含まれています。 本事業への移行後も、処分先及び処分費の取扱いは現在と同様となるのでしょうか。	農集・小規模施設から発生する汚泥の処分先及び処分費の取扱いについては、現行の運用も踏まえて整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
15	4	第1	1	(7)①	対象業務	農集の管路及びマンホールポンプ場の清掃で回収する汚泥については、一般廃棄物として取り扱うものと理解しています。 本事業においても同様の取扱いとなり、佐久市一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業の許可を有する者が収集運搬を行うとの理解でよいでしょうか。 また、回収した汚泥等の処分先はどこになるのでしょうか。	農集の管路及びマンホールポンプ場の清掃等により回収する汚泥等については、関係法令に基づき適正に区分・処理する必要があります。 廃棄物の区分、必要な許可、収集運搬・処分の業務範囲及び処分先について整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
16	4	第1	1	(7)	その他業務	窓口対応業務以下、事務業務についての配置人数と担当職員への引継ぎ範囲をご教示願います。	窓口対応業務その他の事務業務については、現行業務の実施状況を踏まえて整理する方針です。 市職員からの引継ぎ対象、業務範囲及び役割分担について整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。

17	4	第1	1	(7)①	対象業務	公営企業会計経理業務が民間事業者の業務範囲とされていますが、実施方針案からは事業者が実施する会計経理業務の具体的な内容及び責任範囲を確認できませんでした。事業者が担う公営企業会計経理業務の対象範囲についてご教示願います。	公営企業会計経理業務は、伝票作成、月計処理、例月出納検査資料の作成、決算関連業務、消費税計算補助、企業債の償還に係る確認等、市が行う会計経理に係る事務を支援する業務を対象とする方針です。なお、地方公営企業法等に基づき市が担うべき権限及び責任を事業者に移転するものではありません。 具体的な対象事務、処理手順、市と事業者の役割分担及び責任範囲については、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
18	5、15	第1・第4	事業期間・事業区分	(8)・1	施設の統廃合	常和、上平尾、布施及び平井地区の統廃合により、保守点検、汚泥運搬、最終清掃、管路管理等の業務内容が変わる場合、業務範囲及び委託費は、どのような手続で変更するのでしょうか。	施設の統廃合等により対象施設又は業務量が変更となる場合は、市と事業者で協議の上、必要に応じて業務内容及び委託費を変更する仕組みとする方針です。
19	6	第1章	1	(9)	②委託費の改定	本事業は10年間の長期契約であることから、人件費、電力費、燃料費、薬品費、資材費等の変動を適切に反映できる仕組みが不可欠であると考えます。そのため、委託費改定に用いる指数、算定方法、改定頻度及び改定手続について、募集要項及び契約書案において明確にお示しいただきたい。	ご意見を踏まえ、委託費の改定に用いる指標、算定方法、改定時期・頻度及び手続等について整理する方針です。
20	6	第1章	1	(9)	②委託費の改定	委託費の改定について、「イ）事業環境の著しい変化に伴う対価の改定」が規定されていますが、対価改定を協議・決定する年度についても改定対象期間として取り扱い、発生した増加費用について精算できる仕組みとしていただきたい。	ご意見を踏まえ、事業環境の著しい変化に伴う対価改定の適用時期及び精算方法について整理する方針です。

21	8～9	第2	3	(2)②	応募者の参加資格要件	実施方針（案）には、「単独企業又は共同企業体のいずれかの構成員が以下の要件をすべて満たすこと」とあります。 これは、同一の構成員がすべての資格、許可及び実績を満たす必要があるという意味でしょうか。それとも、それぞれの構成員が担当業務に必要な要件を満たし、応募者全体で要件を満たせばよいのでしょうか。	実施方針（案）の記載では「単独企業又は共同企業体のいずれかの構成員が以下の要件をすべて満たすこと」としていましたが、業務範囲が広いことを踏まえ、各構成員が担当する業務に必要な資格・許可・実績等を満たし、応募者全体として必要な実施体制を確保する考え方を基本とする方針です。 参加資格要件を再整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
22	8～9	第2	3	(2)③	応募者の参加資格要件	業務主任者（集排等施設）、浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士は、施設ごとに配置するのでしょうか。それとも、農集・小規模施設の業務全体で配置すればよいのでしょうか。 また、常駐、専任及び他の業務との兼務について、条件があればお示しください。	業務主任者（集排等施設）は農集・小規模施設の業務全体を管理する者として配置することを基本に検討しており、施設ごとの配置を求めない方針です。浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士については、浄化槽法等の関係法令を遵守した配置が必要です。常駐、専任及び兼務の条件は、関係法令及び業務の履行体制を踏まえて整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
23	8	第2	3	(2)②	応募者の参加資格要件	「10t級以上の能力」とは、車両総重量、最大積載量、タンク容量又は吸引能力のどれを基準にするのでしょうか。 また、組合員が所有している車両を必要な台数に含めることはできるのでしょうか。 「非常時に対応できる体制を常に整える」とは、3台を専用車両として常時待機させる必要があるのでしょうか。 それとも、通常業務に使用しながら、必要なときに出動できる体制でよいのでしょうか。	本要件は、災害等非常時に複数台移送や複数箇所で同時に移送が必要となる場合を想定して設定しています。 これは常時専用車両として常時待機を指定するものではなく、通常時は通常業務に使用し、必要な時に速やかに使用できる体制を整えることとする方針です。 特殊車両の能力及び台数の合算可否を整理し、整理でき次第適宜情報開示する方針です。

24	8～9	第2	3	(2)②	応募者の参加資格要件	「10t級以上の能力」とは、車両総重量、最大積載量、タンク容量又は吸引能力のどれを基準にするのでしょうか。 また、「非常時に対応できる体制を常に整える」とは、3台を専用車両として常時待機させる必要があるのでしょうか。それとも、通常業務に使用しながら、必要なときに出動できる体制でよいのでしょうか。 あわせて、通常の管路清掃等については、道路幅や作業場所の条件に応じて、中小型車両を含めた車両構成で対応することは可能でしょうか。	No.23の回答と同様です。
25	8	第2	3	(2)	応募者の参加資格要件	「（オ）10t級以上の能力を有する汚水吸引社等の特殊車両を3台以上自社で所有（借用含む）し、非常時に流入汚水・汚泥の移送に対応できる体制を常に整えられる者。ただし、共同企業体の場合は構成員全体で必要能力・台数以上を所有（借用含む）していること。」とございますが、本条件とされた根拠をご教示頂けます様、お願い致します。また特殊車両の能力及び台数は合算とすることは可能でしょうか。	本要件は、災害等非常時に複数台移送や複数箇所で同時に移送が必要となる場合を想定して設定しています。 特殊車両の能力及び台数の合算可否を整理し、整理でき次第適宜情報開示する方針です。
26	9	第2章	3	(2)	応募者の参加資格要件③	適切な実施体制の検討に当たり、各配置技術者については専任配置を求めるものではなく、他業務との兼任が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。また、兼任に関する条件や制約がある場合は、併せてご教示ください。	実施方針（案）に記載のとおり、業務主任者間の兼務は認めず、統括管理責任者と業務主任者との兼務は可能とする方針です。その他の専任・常駐要件や本事業外の業務との兼任条件については、業務の履行に支障がないこと及び関係法令等を踏まえて整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
27	9	第2	3	(2)③	応募者の参加資格要件	業務主任者（管路）は、常駐又は専任とする必要があるのでしょうか。配置人数や勤務条件についてお示しください。 また、主任者としての業務に支障のない範囲で、管路の点検・調査・清掃等の実作業に従事することは可能でしょうか。	業務主任者（管路）について、専任・兼務、配置人数及び勤務条件並びに管路の点検・調査・清掃等の実作業に従事することの可否について整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。

28	10	第2	4	(5)	(5)審査方法 ②プレゼンテーション審査	「プレゼンテーション審査への出席者数並びに説明者数は3名まで」とありますが、本業務の範囲は多岐にわたり、十分な質疑回答を行うため、少なくとも5名程度の出席をお認め頂くことは可能でしょうか。	プレゼンテーション審査の出席者数及び説明者数に上限は設けない方針です。ただし、会場準備の都合上、出席予定人数を事前に報告していただく方針です。
29	11	第2	5	(1)	基本協定の締結	「なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない」とありますが、基本協定書（案）の調整については競争的対話においてあらかじめ応じていただけるとの認識にて宜しいでしょうか。	本事業における契約体系については、基本協定書の必要性を含め、現在検討しています。競争的対話における契約書（案）等の確認及び調整の取扱いについても併せて検討し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
30	11	第2	5	(2)	共同企業体の設立	「優先交渉権者が応募グループの場合は、基本協定の締結後、共同企業体を設立する」とあり、応募段階で共同企業体の設立を要さないことから、参加表明及び参加資格確認申請時は、共同企業体協定書の締結は不要との理解でよろしいでしょうか。	参加表明及び参加資格確認申請時点では、応募グループとして参加することを想定しており、共同企業体協定書の締結は求めない方針です。 共同企業体の組成時期や基本協定書の必要性を含む契約手続の詳細について整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
31	14	第3	2	(2)	事業者が管理できない運転条件の取扱い	計画流入量を超える流入、計画水質を超える高濃度排水、不明水、停電、市が実施する設備更新工事その他事業者が合理的に管理することができない事由により、処理性能の低下又は施設停止が生じた場合の取扱いについてご教示願います。 また、この場合における要求水準の適用方法、事業者の帰責性の判定方法及び追加費用が発生した場合の取扱いについてもご教示頂けます様お願い致します。	計画流入量・計画水質を超える流入、不明水、停電、市が実施する工事等、事業者が合理的に管理できない事由により要求水準の達成が困難となった場合は、事業者の責めに帰すべき事由の有無を確認し、市と事業者で協議する方針です。
32	14	第3	3		保険	保険について、貴市が加入する保険がありましたら、付保範囲をご教示願います。同一設備に対する二重の付保ができないことから、事業者が加入する保険は、貴市の保険の対象範囲外を対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	市が付保する保険の有無及び対象範囲を整理する方針です。

33	19	第6	1	(1)②	解除措置	長期契約においては将来的なリスクを全て見通すことが困難であるため、事業者が負担する損害賠償責任については、事業者の責に帰すべき事由により発生した通常かつ直接的な損害に限定し、間接損害や逸失利益等については対象外としていただきたい。	事業者が負担する損害賠償責任については、事業者の責めに帰すべき事由により発生した通常かつ直接的な損害に一律に限定しない方針です。
34	19	第6	1	(1)②	解除措置	市が事業者に請求できる損害は直接の損害にしてほしいです	No.33の回答と同様です。
35	24～25	別紙1	リスク分担表		既存施設の不具合	事業開始前から存在する施設・設備の劣化、故障等に起因するリスクについては、事業開始時に現況確認を実施し、既存不具合に起因する費用負担や要求水準未達は事業者の責任範囲外であることを明確にしていただきたい。	事業開始前に市と事業者が対象施設の状態を確認し、その結果を初期状態確認書として記録する仕組みを設ける方針です。 既存不具合に係る費用負担及び要求水準の適用は、事業者の帰責性を踏まえて整理する方針です。
36	24～25	別紙1	リスク分担表		法令等の変更	一般法令の改正や新規立法に伴うリスクは、事業者が予見又は管理することが困難であることから、適正なリスク分担の観点より、官側負担又は協議事項として整理していただきたい。	法令等の変更に係るリスク分担は、本事業に特別に影響を及ぼす変更と、事業者に一般的に適用される変更等を区分し、協議手続及び費用負担と併せて整理する方針です。
37	24	別紙1	リスク分担表		法令等の変更	広く一般的に適用される法令等の改正や新たな法律の制定に伴うリスクが、民間事業者の負担とされています。 こうした変更は、事業者が事前に予測したり、自ら管理したりすることが難しく、入札時の金額に必要な費用を見込むことも難しいと考えます。このため、これらの変更に伴うリスクについては、市の負担としていただきたい。	No.36の回答と同様です。

38	24	別紙1	リスク分担表	法令等の変更	広く一般的に適用される法令等の改正や新たな法律の制定に伴うリスクが、民間事業者の負担とされています。 こうした変更は、事業者が事前に予測したり、自ら管理したりすることが難しく、入札時の金額に必要な費用を見込むことも難しいと考えます。このため、これらの変更に伴うリスクについては、市の負担としていただきたい。	No.36の回答と同様です。
39	24	別紙1	リスク分担表	法令等の変更	「当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令等の変更や新規立法」が民間事業者のリスクとされています。一般法令の改正や新規立法は、民間事業者が予見・回避・管理できるものではなく、入札段階において当該リスクを価格へ適切に反映することも困難です。適正なリスク分担の観点から、当該リスクは貴市負担として整理いただきますようお願いいたします。	No.36の回答と同様です。
40	24～25	別紙1	リスク分担表	第三者賠償	第三者への損害賠償責任については、事業者の責めに帰すべき事由により生じた通常かつ直接的な損害を対象とし、間接損害、特別損害及び逸失利益については事業者負担の対象外としていただきたい。	第三者への損害賠償責任については、事業者の責めに帰すべき事由により生じた通常かつ直接的な損害に一律に限定しない方針です。
41	24	別紙1	リスク分担表	第三者賠償	受託者の不適切な業務や不法行為によって第三者に与えた損害のうち、直接損害については、事業者が負担するものと理解しています。 間接損害については、その発生や影響の範囲を事前に予測することが難しく、負担する費用を適切に見込むことも難しいと考えます。このため、間接損害については、市の負担としていただきたい。	事業者の行った不適切な業務、不法行為により第三者に与えた損害への損害賠償責任については、通常かつ直接的な損害に限定せず、間接損害、特別損害及び逸失利益を含め事業者の負担とする方針です。

42	24	別紙1	リスク分担表	第三者賠償	受託者の不適切な業務や不法行為によって第三者に与えた損害のうち、直接損害については、事業者が負担するものと理解しています。 間接損害については、その発生や影響の範囲を事前に予測することが難しく、負担する費用を適切に見込むことも難しいと考えます。このため、間接損害については、市の負担としていただきたい。	No.41の回答と同様です。
43	24	別紙1	リスク分担表	第三者賠償	「受託者の行った不適切な業務、不法行為により第三者に与えた損害」が民間事業者負担とされています。第三者に与えた損害のうち直接損害については事業者負担として理解しておりますが、間接損害についてはその発生や影響範囲を事前に予見することが困難であり、リスクを合理的に見積もることができません。間接損害については、貴市ご負担として整理を頂けます様、お願い致します。	No.41の回答と同様です。
44	24	別紙1	リスク分担表	不可抗力	発注者が予め指定する保険により対応可能な範囲は民(受託者)範囲となっていますが、民(受託者)の責によらない場合でも民(受託者)の加入している保険を適用しないとならないという理解となりますでしょうか。	不可抗力が生じた場合の費用負担の考え方や、保険の適用範囲を含む具体的な取扱いについて整理する方針です。
45	24	別紙1	リスク分担表	共通/不可抗力	「自然災害又は人為災害による、中止又は延期」について、災害による業務内容等の変更も想定されることから、「変更」の追加をご検討頂けます様お願い致します。	ご意見を踏まえ、災害等により業務内容の変更が必要となる場合を含め、不可抗力に係るリスク分担の記載を整理する方針です。
46	24～25	別紙1	リスク分担表	その他	発注者が設定した条件を超えて流入水の水量・水質が変動した場合における経費の増大は委託者の負担となり、費用の精算が可能との理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）のリスク分担表では、「要求水準書の記載事項の誤り、発注者で設定した条件を逸脱した流入、条件となった場合の要求水準の未達」は市負担としています。発注者が設定した条件を超える水量・水質の流入により追加費用が生じる場合の具体的な費用負担・精算方法は、帰責性や影響を確認した上で協議できる仕組みとする方針です。

47	25	別紙1	リスク分担表	維持管理/廃棄物処理	「事業の実施に伴い『受託者が排出受託者』となる廃棄物の運搬・処分に関するもの（公共・特環のみ）」とありますが、包括的民間委託の受託者は下水道管理者（委託者）の補助者であり、委託者と受託者は両者一体の排出事業者としてみなすことができるため、本事業においても同様の整理となり、当該記載の「排出受託者」は「排出事業者」との理解でよろしいでしょうか。 また、上記の理解を踏まえ、廃棄物の運搬・処分業務は再委託可能との理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）の「排出受託者」は記載を確認し、法令上適切な用語となるよう修正する方針です。 公共・特環に係る廃棄物の排出事業者、収集運搬・処分の業務範囲及び再委託の可否については、廃棄物処理法その他の関係法令を踏まえて整理し、整理できたものから適宜情報開示する方針です。
48	25	別紙1	リスク分担表	道路陥没（管路起因）	管路の状態やストックマネジメントで計画的にしても予想できない部分もありますので、損害の話等しっかりと話し合うことが必要とおもわれます	管路に起因する道路陥没については、事業者の責めに帰すべき事由によるものは事業者の負担とし、管路の老朽化その他事業者の責めに帰すべき事由によらないものは市の負担とする方針です。 また、不可抗力その他事業者が合理的に予見又は回避することが困難な事象が発生した場合は、その原因、対応内容及び費用負担について、市と事業者で協議することができるよう整理する方針です。

49	24～25	別紙1	リスク分担表	道路陥没(管路起因)	リスク分担表において「道路陥没（管路起因）」が事業者負担とされていますが、本事業は管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）であり、管路施設そのものの更新や資産管理の最終的な責任は市にあるものと理解しております。 道路陥没は、既存施設の老朽化や埋設環境等に起因して発生する場合が多く、事業開始前から存在する施設状態に起因するリスクを事業者が管理することは困難です。 そのため、管路施設の老朽化や既存不具合に起因する道路陥没リスクについては、市の負担として整理していただくとともに、事業者の点検不備や維持管理上の過失が原因で発生した場合に限り、事業者負担とする旨を明確にしていただきたい。	実施方針（案）のリスク分担表では、道路陥没（管路起因）のうち「受託者の要因に基づくもの」を事業者負担、「上記以外」を市負担としています。この考え方を基本とし、点検・調査等の不備その他事業者の責めに帰すべき事由に起因するものは事業者負担、既存管路の老朽化等に起因し事業者の責めに帰さないものは市負担として整理する方針です。
50	25	別紙1	リスク分担表	道路陥没（管路起因）	リスク分担表では、管路に起因する道路陥没のうち、「受託者の要因に基づくもの」は民間事業者、「上記以外」は市の負担とされています。 本事業は更新支援型であり、管路の状態や老朽化に起因する道路陥没のリスクを、事業者だけで管理することは難しいと考えます。このため、こうした原因による道路陥没のうち、受託者の責任によらないものについては、市の負担となることを明確にしていただきたい。	No.49の回答と同様です。

51	25	別紙1	リスク分担表	道路陥没（管路起因）	リスク分担表では、管路に起因する道路陥没のうち、「受託者の要因に基づくもの」は民間事業者、「上記以外」は市の負担とされています。 本事業は更新支援型であり、管路の状態や老朽化に起因する道路陥没のリスクを、事業者だけで管理することは難しいと考えます。このため、こうした原因による道路陥没のうち、受託者の責任によらないものについては、市の負担となることを明確にしていただきたい。	No.49の回答と同様です。
52	25	別紙1	リスク分担表	道路陥没(管路起因)	「道路陥没（管路起因）」が民間事業者負担とされています。しかしながら、本事業は更新支援型事業であり、管路施設の資産状態や老朽化に起因する道路陥没リスクを民間事業者が管理することは困難と考えます。当該リスクについては貴市ご負担として整理頂けます様、お願い致します。	No.49の回答と同様です。
53	25	別紙1	リスク分担表	工事遅延リスク	社会情勢に起因するやむを得ない納期遅れ等による工事遅延については、リスク分担の協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	社会情勢の変化等により、事業者の責めに帰すべき事由によらない納期遅延が生じた場合は、原因及び影響を確認の上、市と事業者で協議することを基本とする方針です。
54	25	別紙1	リスク分担表	工事遅延 リスク	「工事遅延リスク（受託者が実施する修繕請負等の監理に関するもの）」とありますが、義務事業の業務内容を確認した限りでは、「監理業務」は見当たりません。本記載は「監理」ではなく、「管理」を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の箇所は、事業者が修繕を再委託等により実施する場合、修繕の内容が仕様書、設計図書その他の関係図書に適合していることを照合し、確認することの他、工程管理も含みます。よって監理のことを指します。義務事業の内容は「修繕等業務」となっており、監理も含む方針です。